

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方検討についての意見

2023年10月13日
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

目次

はじめに ----- 2ページ

検討項目 1 原価・収益の算定の在り方 ----- 3ページ

- 1.既設設備の更新に要した費用についての考え方
 - 2.特別支援区域の接続料原価範囲と本制度の支援の在り方についての考え方
 - 3.利用部門のコスト算定についての考え方
- ②「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか

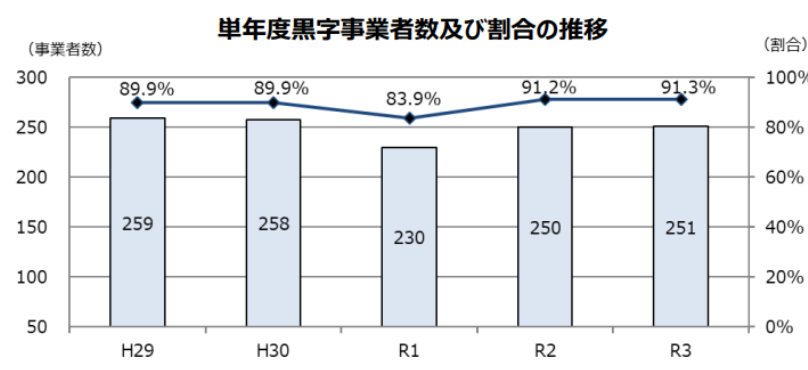
検討項目 2 共通費の配賦基準

1.他の役務と共用している設備に関する費用配賦の考え方 ----- 7ページ

はじめに

・ブロードバンドサービスは、日本全国で日本の情報通信サービスを将来にわたり継続的・安定的に利用するために不可欠であり、その維持のためにユニバーサル制度を創設することについて賛同します。

・ケーブルテレビ事業者のブロードバンドサービスは、FTTHとHFCでの提供がされており、HFCからFTTHへの切り替えが進んでおります。また、全国のケーブルテレビ事業者のうち、9割の事業者は黒字経営となっており、ユニバーサルサービスの一般支援区域の適格事業者に該当しない事業者が多いと想定しています。



総務省 ケーブルテレビの現状 (令和4年11月版)より

・ケーブルテレビ事業者は、ブロードバンドサービスと同時に放送サービスも提供しており、特に過疎地域など地デジ放送の受信不可対策となっている側面もあります。受信不可対策や放送インフラの代替の議論も進んでおり、未整備地域などの特別支援区域の支援に関しても、本制度によるブロードバンドサービスの整備と並行して、放送も含めた支援をお願いしたいと考えています。

検討項目 1 原価・収益の算定の在り方

1. 既設設備の更新に要した費用についての考え方

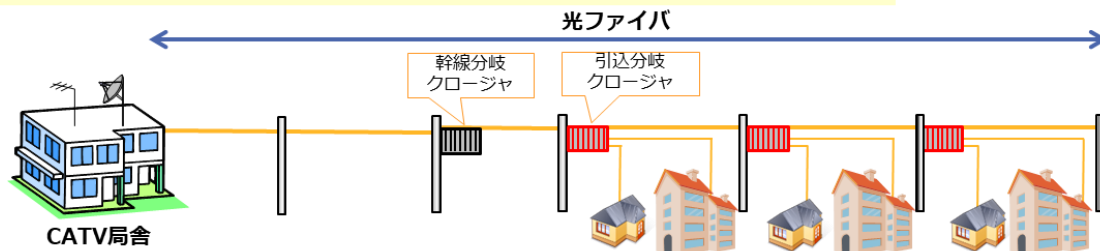
費用算定の進め方について

FTTHとHFCでは前提となるネットワーク構成は異なります。

費用算定（1回線あたりのコスト）に当たっては、まずは、FTTHのモデルでのコスト算定を行い、HFCはFTTHのモデルに補正を加える形で進めることが望ましいと考えます。

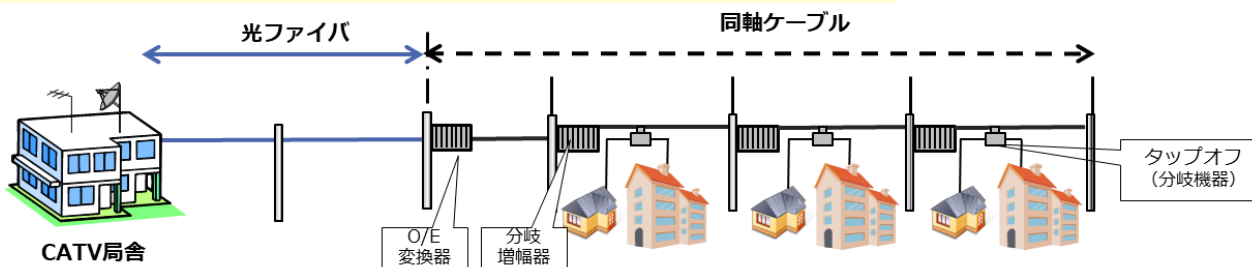
FTTH

- CATV局舎から加入者宅までの**全てを光ファイバ**で構成された伝送路
- 距離による減衰は小さいので、**分岐機器のみのシンプルな構成**



HFC

- 局舎から**幹線増幅器**までを光ファイバで敷設し、以降を**同軸ケーブル**で構成
- 同軸ケーブルによる減衰を補うため、**増幅器（アンプ）**の設置が必要



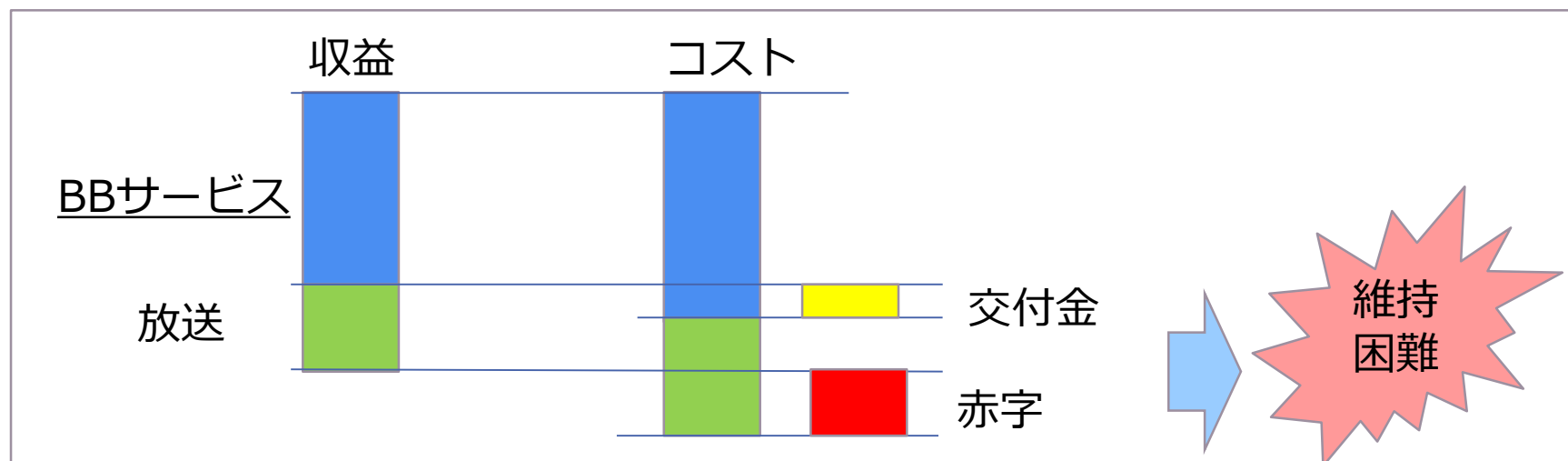
(補足) 補助事業等で構築された資産は、その補助金額分を圧縮記帳するのが一般的です。

検討項目 1 原価・収益の算定の在り方

2. 特別支援区域における接続料原価範囲と本制度の支援の在り方についての考え方

特別支援区域でのサービス提供（参考意見）

- 特別支援区域に該当する不採算区域や未整備区域には、地デジ受信不可地域もあり、通信だけでなく、放送の提供の要望も多くございます。また、放送も含めて提供を行う区域では、通信だけのユニバーサル制度の交付金では、更新・維持が困難で、参入に躊躇したり、撤退するケースが想定されます。本制度の本来の目的（日本全国で情報通信サービスを将来にわたり継続的・安定的に利用すること）が達成されない状況となることは、望ましいことではありません。



本WGの作業を進めることに全く異論はありませんが、特別支援区域に該当する区域での放送設備の構築・更新・維持に関して、本制度と併用の別の補助金等の制度や支援を期待します。

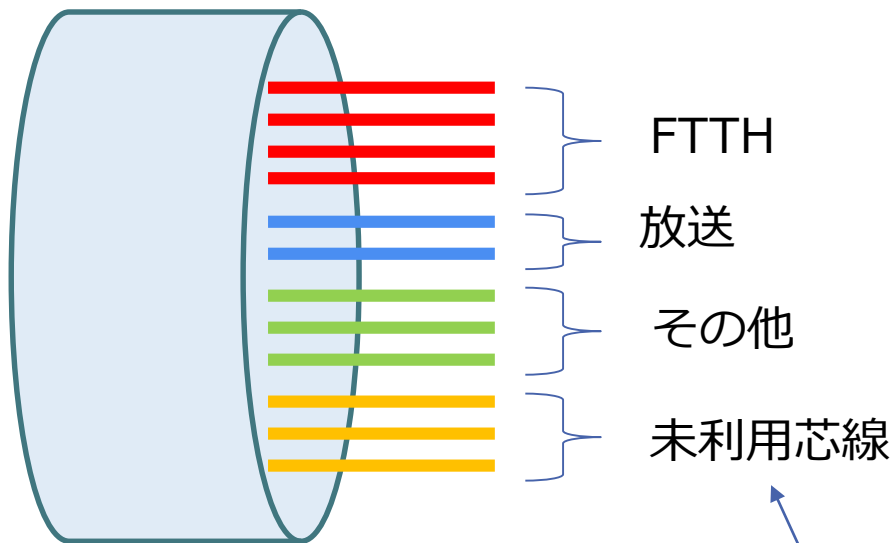
検討項目 1 原価・収益の算定の在り方

2. 特別支援区域における接続料原価範囲と本制度の支援の在り方についての考え方

未利用芯線について

- サービスの安定提供・障害対策のために、予備の芯線や、異ルート冗長化を構成する場合があります。FTTH用芯数に対して、予備芯線や冗長ファイバについては、未利用芯数から除くことの検討も必要ではないかと考えます。

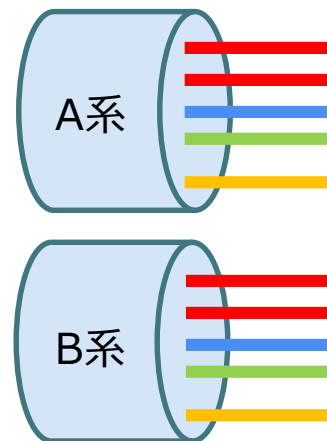
光ファイバの未利用芯線（冗長なし）



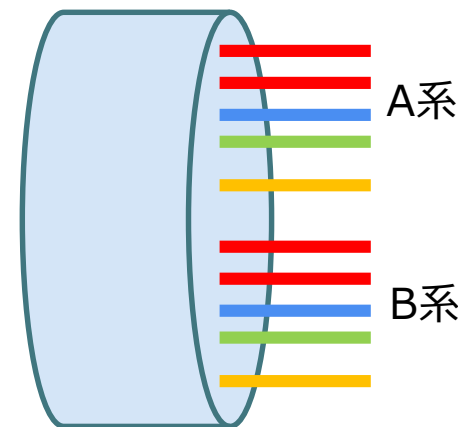
その他 = 電話サービスや他社利用など

光ファイバ構築の冗長例

異ルート冗長



設備冗長



障害用の予備芯線含む

(例：予備数量 = 必要数量 * 故障率 * 復旧までの時間)

検討項目 1 原価・収益の算定の在り方

3.利用部門のコスト算定についての考え方

②「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか

- ・特に、ユニバーサルサービスに関するコストを利用者に転嫁する場合には、本制度の十分な説明と理解が必要です。そのために、周知・説明用コストは発生すると考えます。
- ・しかしながら、ユニバーサルサービスに関する宣伝費については、競争対応費用とユニバーサルサービスの周知の区分けを厳密に運用するのは難しいと考えます。そのため、その費用を原価として参入することに反対します。
周知は、主として国が実施・コスト負担し、関係事業者はそれに協力する形態が望ましい。

ケーブルテレビ事業者の周知には

- ・コミュニティチャンネルでの周知
- ・ガイド誌での掲載・チラシの折り込み
- ・HPでの周知
- ・振込のお知らせ（ハガキ）

などを利用する方法があります。

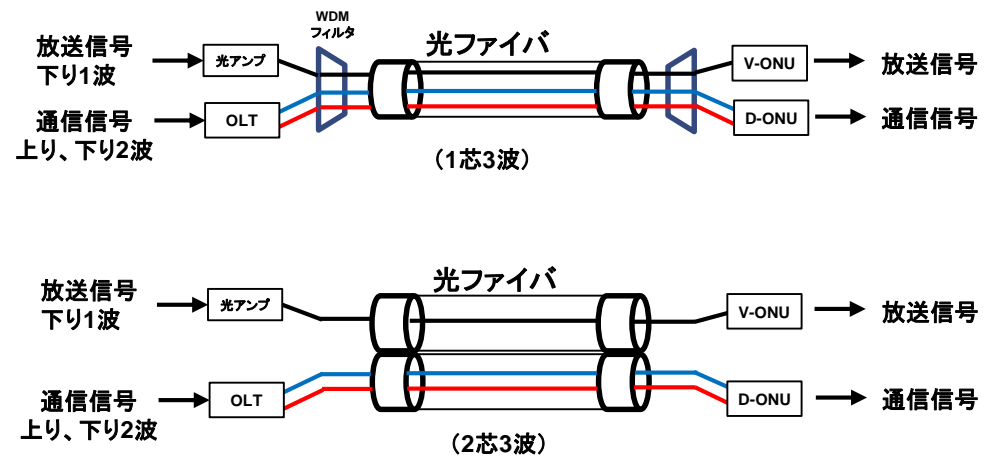
検討項目2 共通費の配賦基準

1. 他の役務と共用している設備に関する費用配賦の考え方

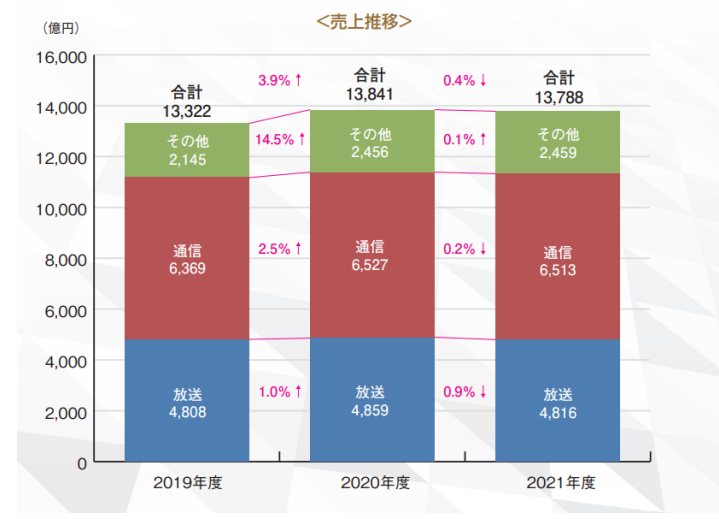
FTTHの場合（設備管理部門コストの算出に関して）

- 放送と共用する場合、ケーブルテレビ事業者の場合、1芯（放送1波、通信2波）、2芯（放送1芯、通信1芯（2波））等のケースが想定されるため、芯数による割合を基本とし、1芯の場合は、波長による割合とすることが妥当ではないかと考えます。
ただし、ケーブルテレビ事業者の場合、通信と放送の売り上げ割合が現状4：3であること、再送信のみの事業者の場合は、さらに通信の売り上げの比率が高くなることより、放送に配賦するコスト負担が大きくなる懸念があります。

光ファイバによる放送信号と通信信号の伝送の事例



ケーブルテレビ事業者の売上推移



総務省 ケーブルテレビの現状 (令和4年11月版)より

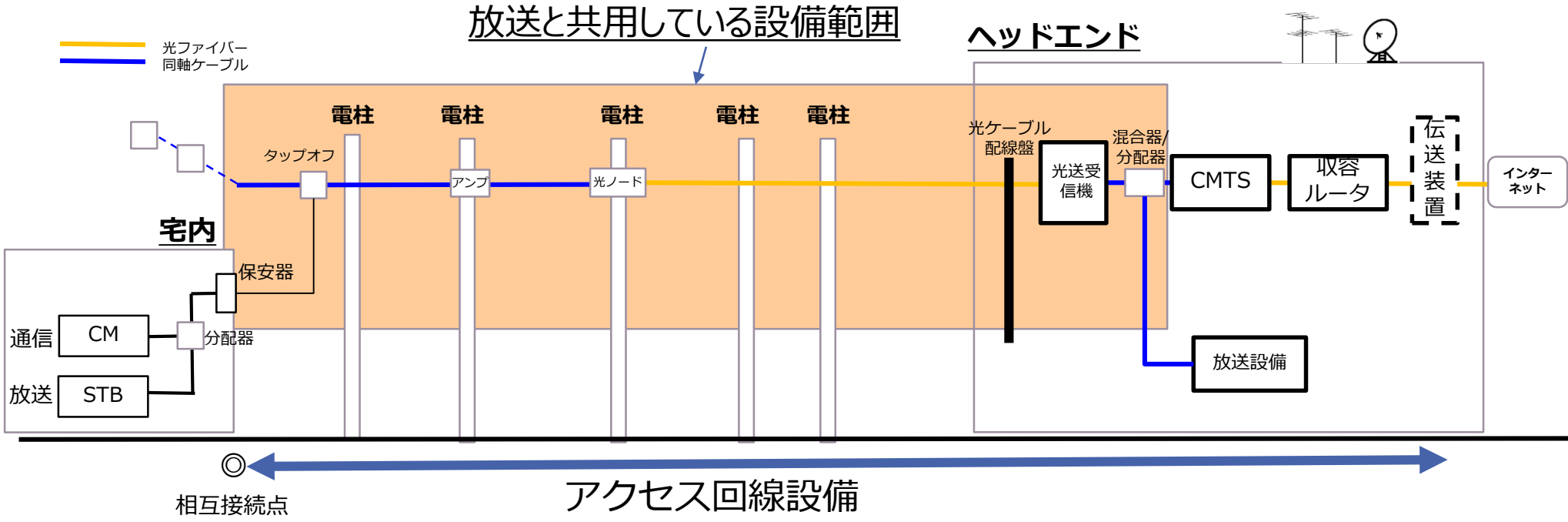
検討項目 2 共通費の配賦基準

1. 他の役務と共用している設備に関する費用配賦の考え方

HFCの場合（設備管理部門コストの算出に関して）

- ・ HFCの場合は、放送と共用し1事業者で提供するのが一般的です。共用設備は幹線だけでなく、光ノードや、アンプなども存在します。

CM: Cable Modem
STB: SetTopBox
CMTS: Cable Modem Termination System



FTTHと同様な芯数もしくは波長割合による配分は困難。
⇒ FTTHでのモデル算定において他の役務の共用コストの配分整理がされた場合
その配分をHFCにおいても採用することが、算定作業上効率的であると考えますが、
その妥当性も十分検討を行うべきと考えます。

ご清聴ありがとうございました。

